

令和6年能登半島地震における 商店街災害復旧事業補助金<5次公募>

令和6年能登半島地震により被災した商店街のアーケードや共同施設等の復旧にかかる費用を一部補助します。

事業期間【申請期間】

交付決定後(※)～R8.3.13 【R7.12.19～R8.1.16】

※交付決定前に行われた復旧等に要する経費は、原則対象外です。

ただし、特殊事情がある案件についてはその限りではありません。

補助対象

1. 対象者

令和6年能登半島地震により被災した石川県(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)に所在する商店街等組織(※)

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

2. 対象事業

被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建て替え、街路灯等の設備の改修等に関する事業

<補助対象経費の例>

- アーケード、共同店舗、地域交流施設、街路灯、防犯カメラ、路面舗装、駐車場、イベント広場、その他商店街等の機能を高める施設・設備に係る復旧費
- 商店街等への来街を妨害するような障害物の除去費

補助額

補助率:3/4(上限なし)

- 申請は、石川県商工労働部経営支援課で受付します。
申請方法など詳しくは石川県のホームページをご覧ください。
- 提出された書類に基づいて、被災した施設・設備等の確認を行い、補助の対象として適正と認められた復旧事業に対して補助金が交付されます。交付申請要領に記載されている注意事項等をよくご確認の上、お申込みください。

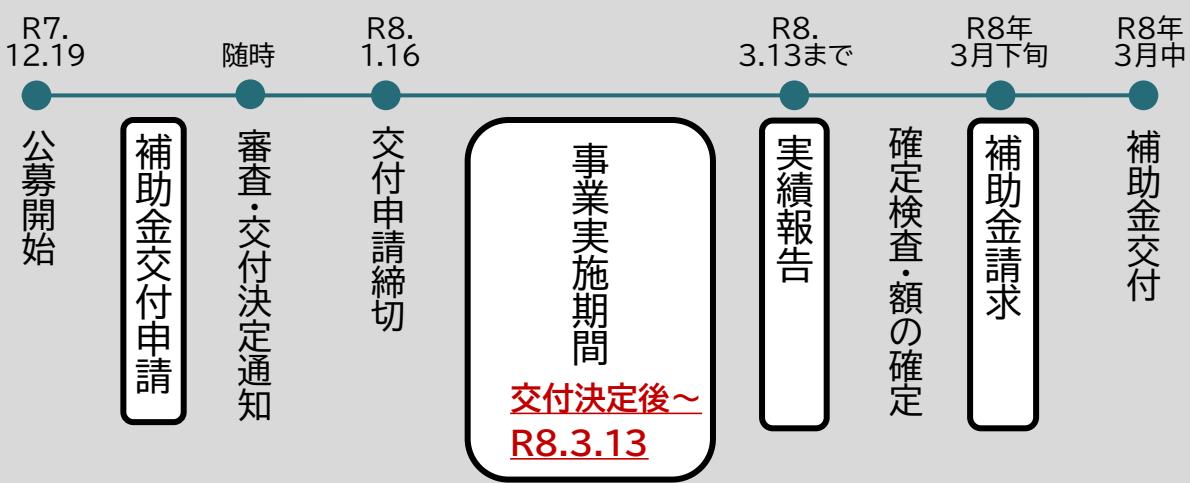
留意事項

- 対象経費に消費税分は含みません。
- 原則、事業実施期間内に発注・支出等したもののみ(※)補助対象となります。
(※)交付決定前の発注や事業実施期間終了後の支出等は補助対象外となります。
- R6.1.1以降で既に実施した復旧等にかかる経費は、原則対象外です。
ただし、特殊事情がある案件についてはその限りではありません。
- 補助金の支払いは、事業実施期間終了後、精算払(後払い)となります。
- 復旧を行う施設・設備に対して保険金等が支払われる場合は、当該保険金等を差し引いた金額が、補助金の交付の対象となります。

補助の対象とならない主な経費

- 消費税分 ○仮設(一時的・暫定的な利用)に要する経費 ○間接経費(手数料、印紙代等)
- 個店や組織化されていない有志の団体の施設・設備等の改修費
- 施設整備に係る設計費(実施設計に係る部分を除く) ○補助金交付申請書を作るための費用 等

公募～事業完了までのスケジュール



□ …事業者が行う手続き等

お問合せ先

石川県 商工労働部 経営支援課 企画管理・商業グループ
TEL:076-225-1521